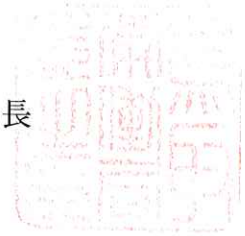




鳥労発基 0807 第 10 号
令和 5 年 8 月 7 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



令和 5 年度（第 74 回）全国労働衛生週間の実施について（依頼）

日頃より、労働行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に、中央労働災害防止協会とともに主唱して、毎年「全国労働衛生週間」を実施しております。

今年度は別添の「令和 5 年度全国労働衛生週間実施要綱」（以下、「実施要綱」といいます。）に基づき、全国労働衛生週間を令和 5 年 10 月 1 日から同月 7 日までの間、実施いたします（準備期間を同年 9 月 1 日から同月 30 日までとしています。）。

つきましては、貴団体におかれましても、同封しておりますリーフレット等をご活用になり、事業者全国労働衛生週間の取組について周知いただき、全国労働衛生週間を契機として、事業者が労働者の健康確保対策の一層の推進を図れますように、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、実施要綱につきましては、以下の当局ホームページよりダウンロード、または、閲覧いただき、周知等にご活用くださいますようお願いいたします。

○鳥取労働局HP「令和 5 年度（第 74 回）全国労働衛生週間が実施されます」
URL:https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01765.html

QR コード：

